

## 和歌山県被災者生活再建支援金交付要綱

### 第1 目的

この要綱は、和歌山県内（以下「県内」という。）で被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）が適用された自然災害により被災した世帯のうち、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号。以下「施行令」という。）第1条各号に定める自然災害に該当しない県内市町村の区域に居住しているため支援法に基づく支援金の支給対象とならない世帯に対して、その生活の再建を支援するため、予算の定めるところにより和歌山県被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、その生活の再建を支援することを目的とする。

### 第2 支援金の支給対象となる自然災害

支援金の支給の対象となる自然災害は、県内で支援法が適用されたものとする。

### 第3 支援金の支給対象世帯

支援金の支給対象世帯は、第2の自然災害により被害を受けた次に掲げる世帯とする。ただし、施行令第1条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる自然災害が発生した市町村の区域に居住する世帯を除く。

ア 当該自然災害により居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）

イ 当該自然災害により居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）

ウ 当該自然災害により被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）

エ 当該自然災害により居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって、構造耐力上主要な部分として施行令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）

### 第4 支援金の支給額

支援金の支給額は、次のとおりとする。

ア 自然災害発生時において、その属する者の数が2以上ある被災世帯（以下「複数世帯」という。）の世帯主に対する支援金の支給額は、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以

下「基礎支援金」という。)については別表第1の区分に基づき定める額とし、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(以下「加算支援金」という。)については別表第2の区分に基づき定める額とする。

イ アの規定にかかわらず、被災世帯が、別表第2の区分のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の支給額は、各区分に基づき定める額のうち最も高いものとする。

ウ 自然災害の発生時においてその世帯に属するものの数が1である被災世帯(以下「単身世帯」という。)については、別表第1及び別表第2の各該当欄の金額に4分の3を乗じた額とする。

## 第5 支援金の支給の申請

(1) 支援金の支給の申請は被災世帯の世帯主(特段の事情がある場合の、当該世帯主に準ずる者を含む。)が行うものとし、申請期間は次のとおりとする。

### ア 基礎支援金

自然災害の発生した日から起算して、13月を経過する日までを申請期間とする。

### イ 加算支援金

自然災害の発生した日から起算して、37月を経過する日までを申請期間とする。

(2) 支援金の支給申請は、和歌山県被災者生活再建支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して知事に行わなければならない。

ア 住民票その他の被災世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

イ 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる市町村が発行する証明書類又は法務局が発行する滅失登記簿謄本若しくは閉鎖事項証明書

ウ 世帯主本人名義が記載された預金通帳の写し

エ 加算支援金の支給申請を同時に行う場合にあつては、住宅を建設、購入、補修若しくは賃借し、又はしようすることが確認できる契約書等の写し

(3) 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)通知)」(統一基準)による。

## 第6 支援金の支給の決定

知事は、和歌山県被災者生活再建支援金支給申請書を受理した場合において、その内容を審査し、支援金の支給を行うことを決定したときは和歌山県被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第2号)により、却下したときは和歌山県被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第3号)により、速やかに世帯主に通知するものとする。

## 第7 支援金の支給の決定の取消し

- (1) 知事は、次のアからウまでのいずれかに該当した場合には、第6に定める支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - ア 第5(2)に規定する申請に必要な書類(罹災証明書等)の内容が変更になったとき。
  - イ 支援金の受給者が、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
  - ウ 支援金の受給者が、この要綱又はこの要綱に基づく県の決定若しくは指示に違反したとき。
- (2) (1)の規定により、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合は、和歌山県被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第4号)を、速やかに当該受給者に交付するものとする。

## 第8 支援金の返還

- (1) 知事は、第7の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が支給されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- (2) (1)の規定により、当該支援金の全部又は一部の返還を請求する場合は、和歌山県被災者生活再建支援金返還請求書(様式第5号)を、速やかに当該受給者に交付するものとする。

## 第9 加算金及び延滞金

- (1) 知事は、第7の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の受給者に対し支援金の返還を請求したときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。
- (2) 知事は、支援金の受給者に対し支援金の返還を請求した場合において、当該受給者が、これを返還の期限までに納付しなかったときは、返還の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- (3) 知事は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該受給者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

## 第10 その他

この要綱に定めのない事項については、支援法、施行令並びに内閣府が発出する命令及び通知の取扱いに準ずることとする。

### 附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模 半壊	中規模 半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	支給なし

別表第 2

住宅の被害程度		全壊	解体	長期避難	大規模 半壊	中規模 半壊
支給額	建設・購入	200 万円				100 万円
	補修	100 万円				50 万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入 居者除く	50 万円				25 万円

災害名

(様式第1号)

## 和歌山県被災者生活再建支援金支給申請書

【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

申請日 年 月 日

和歌山県知事 様

上記【同意事項】に同意の上、和歌山県被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

申請回数〔支給番号〕	
初回	2回目〔以降〕

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

### I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

#### ①世帯主の氏名

ふりがな	生年月日
氏名	大・昭 平・令 年 月 日

#### ②被災した住宅の住所（被災住所）

〒

#### ③世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。） 7人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

	ふりがな	生年月日		ふりがな	生年月日
1		大・昭 平・令 年 月 日	4		大・昭 平・令 年 月 日
2		大・昭 平・令 年 月 日	5		大・昭 平・令 年 月 日
3		大・昭 平・令 年 月 日	6		大・昭 平・令 年 月 日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

### II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

前回申請と同じ（前回申請と同じ場合はにを記入し下表は空欄にしてください。）

現在の住所	<input type="checkbox"/> 被災住所と同じ 〒
電話番号	( )

### III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

前回申請と同じ（前回申請と同じ場合はにを記入し下表は空欄にしてください。）

金融機関名		支店名等			種別	口座番号			
					普通				
ゆうちょ銀行	記号			番号					
口座名義（カナ）									

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です）。

IV

(1) 申請する**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。  
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。  
 なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
全壊	100 万円	75 万円		
解体	100 万円	75 万円		
長期避難	100 万円	75 万円		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円

(半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：  
 申請額(A-B)： 万円

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円			
補修	100 万円	75 万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
中規模 半壊	建設・購入	100 万円	75 万円	100 万円	75 万円
	補修	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25 万円	18.75 万円	25 万円	18.75 万円

申請額(C-D)： 万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

備考欄

その他添付書類等

(様式第 2 号)

第 号  
年 月 日

## 和歌山県被災者生活再建支援金支給通知書

様

和歌山県知事

年 月 日に申請された和歌山県被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給しますのでお知らせします。

### 記

- 1 支給番号
- 2 支給金額 円
- 3 支給方法 口座振込

(和歌山県被災者生活再建支援金の支給条件)

- 1 知事は、和歌山県被災者生活再建支援金交付要綱第 7 の規定により、
  - ① 第 5 (2) に規定する申請に必要な書類 (罹災証明書等) の内容が変更になったとき、
  - ② 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき、
  - ③ 支給決定の内容 若しくはこれにつけた条件に違反し、又はこの要綱 に基づく請求に応じないときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、支給決定を取り消したときに、取消に係る支援金をすでに支給している場合には、知事は期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合に、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付していただきます。
- 2 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺することになります。
- 3 なお、延滞金及び加算金にあつては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

和歌山県被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

様

和歌山県知事

年 月 日に申請された和歌山県被災者生活再建支援金については、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

(理由)

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

## 和歌山県被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

様

和歌山県知事

年 月 日付け第 号で支給通知しました和歌山県被災者生活再建支援金については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

(理由)

(様式第5号)

第 号  
年 月 日

## 和歌山県被災者生活再建支援金返還請求書

様

和歌山県知事

年 月 日付け第 号で支給通知しました和歌山県被災者生活再建支援金については、下記により返還してください。

### 記

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

(1) 支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。

(2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。